

新 旧 対 照 表

札幌市アイヌ施策実施プラン

令和元年9月20日認定（令和元年12月6日変更認定）

（下線部は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題</p> <p>札幌市には、札幌アイヌ協会をはじめ、多くのアイヌ関連団体が存在し、札幌アイヌ協会の事務局が所在する「札幌市アイヌ文化交流センター」や、「札幌市共同利用館」（旧札幌市生活館）などを活動の拠点として、アイヌ伝統的儀式の実施・再現、アイヌ文様作品の制作、古式舞踊の披露や伝統的作物の栽培など、様々なアイヌ文化の保存・伝承等の活動が行われている。</p> <p>札幌市のアイヌ施策としては、平成22年9月、アイヌ民族に関わる施策を総合的に推進する初めての計画である「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、市内のアイヌ関連団体と連携・協力しながら、様々な施策を推進している。</p> <p>また、平成31年3月には、札幌観光・北海道観光の玄関口の一つである地下鉄南北線さっぽろ駅構内に「アイヌ文化を発信する空間」（愛称：ミナパ）を整備し、札幌市民はもとより、国内外からの観光客に対して、アイヌ民族の歴史や文化への理解促進にも取り組んでいるところである。</p> <p>アイヌ関連団体の活動や本市施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解</p>	<p style="text-align: center;">アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題</p> <p>札幌市には、札幌アイヌ協会をはじめ、多くのアイヌ関連団体が存在し、札幌アイヌ協会の事務局が所在する「札幌市アイヌ文化交流センター」や、「札幌市共同利用館」（旧札幌市生活館）などを活動の拠点として、アイヌ伝統的儀式の実施・再現、アイヌ文様作品の制作、古式舞踊の披露や伝統的作物の栽培など、様々なアイヌ文化の保存・伝承等の活動が行われている。</p> <p>札幌市のアイヌ施策としては、平成22年9月、アイヌ民族に関わる施策を総合的に推進する初めての計画である「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、市内のアイヌ関連団体と連携・協力しながら、様々な施策を推進している。</p> <p>また、平成31年3月には、札幌観光・北海道観光の玄関口の一つである地下鉄南北線さっぽろ駅構内に「アイヌ文化を発信する空間」（愛称：ミナパ）を整備し、札幌市民はもとより、国内外からの観光客に対して、アイヌ民族の歴史や文化への理解促進にも取り組んでいるところである。</p> <p>アイヌ関連団体の活動や本市施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解</p>

変更後	変更前
<p>が十分とは言えない状況であるほか、アイヌ関連団体会員の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足している状況となっている。</p> <p>こうした課題があることから、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手を確保するため、文化伝承のための講座や、アイヌの児童生徒への学習支援などの取組を推進するとともに、市民の関心・理解をより一層高めるため、アイヌ文化等に触れる機会をさらに増加させる必要がある。</p> <p>【アイヌ関連団体】 札幌アイヌ協会（設立：昭和 46 年 12 月、代表者：阿部 一司、会員数：226 名）</p> <p>【アイヌ民族関連施設】</p> <p>① 札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯 27 番地） 「アイヌ民族と市民との交流促進」、「アイヌ文化の保存・伝承と創造」、「生活館機能の充実と強化」の 3 つを柱として平成 15 年 12 月開館。アイヌの人々の生活相談・教育相談などを行う生活館機能のほか、交流ホール、レクチャールーム、会議室等の貸館や、「見て、触れて、体験して」をコンセプトとした展示室（復元生活民具約 300 点）、アイヌ関連資料の閲覧スペース、コタンノミ等の祭事も執り行えるチセ等の屋外展示施設なども備えた多機能型交流施設。</p> <p>② 札幌市共同利用館（札幌市白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号） 市民の生活文化向上と社会福祉増進を図ることを目的として、昭和 53 年に整備。札幌市アイヌ文化交流センターの開館により生活館機能は廃止したが、その後も継続して、アイヌの人々の生活相談業務、アイヌ文化の伝承活動等のための交流施設として活用している。</p> <p>(2) アイヌ施策推進地域計画の目標 アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族</p>	<p>が十分とは言えない状況であるほか、アイヌ関連団体会員の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足している状況となっている。</p> <p>こうした課題があることから、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手を確保するため、文化伝承のための講座や、アイヌの児童生徒への学習支援などの取組を推進するとともに、市民の関心・理解をより一層高めるため、アイヌ文化等に触れる機会をさらに増加させる必要がある。</p> <p>【アイヌ関連団体】 札幌アイヌ協会（設立：昭和 46 年 12 月、代表者：阿部 一司、会員数：226 名）</p> <p>【アイヌ民族関連施設】</p> <p>② 札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯 27 番地） 「アイヌ民族と市民との交流促進」、「アイヌ文化の保存・伝承と創造」、「生活館機能の充実と強化」の 3 つを柱として平成 15 年 12 月開館。アイヌの人々の生活相談・教育相談などを行う生活館機能のほか、交流ホール、レクチャールーム、会議室等の貸館や、「見て、触れて、体験して」をコンセプトとした展示室（復元生活民具約 300 点）、アイヌ関連資料の閲覧スペース、コタンノミ等の祭事も執り行えるチセ等の屋外展示施設なども備えた多機能型交流施設。</p> <p>② 札幌市共同利用館（札幌市白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号） 市民の生活文化向上と社会福祉増進を図ることを目的として、昭和 53 年に整備。札幌市アイヌ文化交流センターの開館により生活館機能は廃止したが、その後も継続して、アイヌの人々の生活相談業務、アイヌ文化の伝承活動等のための交流施設として活用している。</p> <p>(2) アイヌ施策推進地域計画の目標 アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族</p>

変更後				変更前																																																											
<p>の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指す。</p> <p>(3) 数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業</th> <th>アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K P I</td> <td>体験交流事業 参加者数</td> <td>文化体験講座 参加者数</td> <td>アイヌ文化交流 センター来館者数</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 (基準年度)</td> <td>—</td> <td>240 人/年間</td> <td>53,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>150 人/年間</td> <td>240 人/年間</td> <td>54,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 (中間目標)</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>58,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>60,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 (最終目標)</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>62,000 人/年間</td> </tr> </tbody> </table>				事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	K P I	体験交流事業 参加者数	文化体験講座 参加者数	アイヌ文化交流 センター来館者数	令和元年度 (基準年度)	—	240 人/年間	53,000 人/年間	令和2年度	150 人/年間	240 人/年間	54,000 人/年間	令和3年度 (中間目標)	150 人/年間	300 人/年間	58,000 人/年間	令和4年度	150 人/年間	300 人/年間	60,000 人/年間	令和5年度 (最終目標)	150 人/年間	300 人/年間	62,000 人/年間	<p>の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指す。</p> <p>(3) 数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業</th> <th>アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K P I</td> <td>体験交流事業 参加者数</td> <td>文化体験講座 参加者数</td> <td>アイヌ文化交流 センター来館者数</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 (基準年度)</td> <td>—</td> <td>240 人/年間</td> <td>53,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>150 人/年間</td> <td>240 人/年間</td> <td>54,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 (中間目標)</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>58,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>60,000 人/年間</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 (最終目標)</td> <td>150 人/年間</td> <td>300 人/年間</td> <td>62,000 人/年間</td> </tr> </tbody> </table>				事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	K P I	体験交流事業 参加者数	文化体験講座 参加者数	アイヌ文化交流 センター来館者数	令和元年度 (基準年度)	—	240 人/年間	53,000 人/年間	令和2年度	150 人/年間	240 人/年間	54,000 人/年間	令和3年度 (中間目標)	150 人/年間	300 人/年間	58,000 人/年間	令和4年度	150 人/年間	300 人/年間	60,000 人/年間	令和5年度 (最終目標)	150 人/年間	300 人/年間	62,000 人/年間
事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業																																																												
K P I	体験交流事業 参加者数	文化体験講座 参加者数	アイヌ文化交流 センター来館者数																																																												
令和元年度 (基準年度)	—	240 人/年間	53,000 人/年間																																																												
令和2年度	150 人/年間	240 人/年間	54,000 人/年間																																																												
令和3年度 (中間目標)	150 人/年間	300 人/年間	58,000 人/年間																																																												
令和4年度	150 人/年間	300 人/年間	60,000 人/年間																																																												
令和5年度 (最終目標)	150 人/年間	300 人/年間	62,000 人/年間																																																												
事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業																																																												
K P I	体験交流事業 参加者数	文化体験講座 参加者数	アイヌ文化交流 センター来館者数																																																												
令和元年度 (基準年度)	—	240 人/年間	53,000 人/年間																																																												
令和2年度	150 人/年間	240 人/年間	54,000 人/年間																																																												
令和3年度 (中間目標)	150 人/年間	300 人/年間	58,000 人/年間																																																												
令和4年度	150 人/年間	300 人/年間	60,000 人/年間																																																												
令和5年度 (最終目標)	150 人/年間	300 人/年間	62,000 人/年間																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> <th>地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K P I</td> <td>民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数</td> <td>アイヌ民芸品 販売会購買者数</td> <td>体験プログラム 参加学校数</td> </tr> </tbody> </table>				事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業	K P I	民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数	アイヌ民芸品 販売会購買者数	体験プログラム 参加学校数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> <th>観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業</th> <th>地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K P I</td> <td>民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数</td> <td>アイヌ民芸品 販売会購買者数</td> <td>体験プログラム 参加学校数</td> </tr> </tbody> </table>				事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業	K P I	民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数	アイヌ民芸品 販売会購買者数	体験プログラム 参加学校数																																								
事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業																																																												
K P I	民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数	アイヌ民芸品 販売会購買者数	体験プログラム 参加学校数																																																												
事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内及び地域間 の交流並びに国際 交流の促進に資す る事業																																																												
K P I	民族共生象徴空間 バスツアー参加者 数	アイヌ民芸品 販売会購買者数	体験プログラム 参加学校数																																																												

変更後				変更前			
令和元年度 (基準年度)	—	(調査・PR準備)	130校/年間	令和元年度 (基準年度)	—	(調査・PR準備)	130校/年間
令和2年度	二	850人/年間	130校/年間	令和2年度	1,000人/年間	850人/年間	130校/年間
令和3年度 (中間目標)	1,000人/年間	900人/年間	130校/年間	令和3年度 (中間目標)	1,000人/年間	900人/年間	130校/年間
令和4年度	1,000人/年間	950人/年間	130校/年間	令和4年度	1,000人/年間	950人/年間	130校/年間
令和5年度 (最終目標)	1,000人/年間	1,000人/年間	130校/年間	令和5年度 (最終目標)	1,000人/年間	1,000人/年間	130校/年間
4～5 (略)				4～5 (略)			
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費				6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費			
(1) 文化振興事業				(1) 文化振興事業			
事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業のうち「アイヌ伝統文化振興事業」				事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業のうち「アイヌ伝統文化振興事業」			
事業期間：令和元年度～令和5年度				事業期間：令和元年度～令和5年度			
事業費： <u>72,996千円</u>				事業費：82,934千円			
(2) 地域・産業振興事業				(2) 地域・産業振興事業			
事業内容：4-3と同じ				事業内容：4-3と同じ			
事業期間：令和元年度～令和5年度				事業期間：令和元年度～令和5年度			
事業費： <u>397,646千円</u>				事業費：437,445千円			
(3) コミュニティ活動支援事業				(3) コミュニティ活動支援事業			
事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象と				事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象と			

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">したアイヌ文化体験交流事業」</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：<u>100,757千円</u></p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>(1) 当該事業の必要性等</p> <p>札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に隣接する石狩砂丘地に囲まれた全国屈指の広大な面積を有した都市である。</p> <p>森林面積は71,180haで森林率は約63%となっており、そのうち約79%が国有林で占められている。</p> <p>アイヌの人たちは、伝統的な儀式に用いるイナウ（木製の祭具）をはじめとする各種の生活用具を、周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。</p> <p>こうした林産物の採取は、入山や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者から了解を得た上で行われているが、採取する樹木等の減少により、民有林での採取が困難になりつつあり、国有林で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から出されている。</p> <p>今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ伝統文化の保存・継承・振興を図っていく方針である。</p> <p>(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的</p>	<p style="text-align: center;">したアイヌ文化体験交流事業」</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度 事業費：111,682千円</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>(1) 当該事業の必要性等</p> <p>札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に隣接する石狩砂丘地に囲まれた全国屈指の広大な面積を有した都市である。</p> <p>森林面積は71,180haで森林率は約63%となっており、そのうち約79%が国有林で占められている。</p> <p>アイヌの人たちは、伝統的な儀式に用いるイナウ（木製の祭具）をはじめとする各種の生活用具を、周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。</p> <p>こうした林産物の採取は、入山や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者から了解を得た上で行われているが、採取する樹木等の減少により、民有林での採取が困難になりつつあり、国有林で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から出されている。</p> <p>今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ伝統文化の保存・継承・振興を図っていく方針である。</p> <p>(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的</p>

変更後	変更前
<p>【祭具の材料】 ヤナギ、<u>ミズキ</u>、<u>キハダ</u></p> <p>【民具の材料・イオル再生事業（体験交流）】 イチイ、オヒョウ、ガマ、サルナシ、<u>山ブドウツル</u>、<u>カツラ</u>、<u>シナノキ</u>、<u>ハシドイ</u>、<u>ハウノキ</u>、<u>イタヤカエデ</u>、<u>ハリギリ</u></p> <p>【アイヌ料理の材料・イオル再生事業（体験交流）】 アズキナ、オオウバユリ、キハダの実、ニリンソウ</p> <p>(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量 採取する林産物の数量は、国有林野から採取可能な量として資源状況等を確認した上で設定</p> <p>(4) 林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署の名称 場所：札幌市内 国有林野 管轄：石狩森林管理署</p> <p>(5) 予定する契約者 札幌市</p> <p>(6) 予定する共用者 札幌市内に居住する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために共用林野から林産物の採取を行うことが必要な者</p> <p>(7) 森林管理署との調整状況 令和元年8月26日に札幌市から計画の概要を説明し、概ね了解を得ている。</p> <p>10 (略)</p>	<p>【祭具の材料】 カラマツ（枝のみ）、ヤナギ</p> <p>【民具の材料・イオル再生事業（体験交流）】 イチイ、オヒョウ（樹皮）、ガマ、サクラ、サルナシ、ブドウ</p> <p>【アイヌ料理の材料・イオル再生事業（体験交流）】 アサツキ、アズキナ、エゾノリュウキンカ、オオウバユリ、キハダの実、コゴミ、ツチマメ、ニリンソウ、ヒシの実、ヤマブドウ</p> <p>(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量 採取する林産物の数量は、国有林野から採取可能な量として資源状況等を確認した上で設定</p> <p>(4) 林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署の名称 場所：札幌市内 国有林野 管轄：石狩森林管理署</p> <p>(5) 予定する契約者 札幌市</p> <p>(6) 予定する共用者 札幌市内に居住する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために共用林野から林産物の採取を行うことが必要な者</p> <p>(7) 森林管理署との調整状況 令和元年8月26日に札幌市から計画の概要を説明し、概ね了解を得ている。</p> <p>10 (略)</p>